2. 「水防災意識社会 再構築ビジョン」の県管理河川等への拡大に係る対応方針について

氾濫することを前提として社会全体で常に洪水にそなえる「水防災意識社会」の再構築を目的に、 都道府県、市町村、水防管理団体および当該河川の河川管理者等からなる協議会等を設置して減 災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、総合的、計画的に進める。

「水防災意識社会 再構築ビジョン」の対策の基本方針

答申の概要(対策の基本方針)~中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方について~

対策の基本方針

中小河川等において、今回のような痛ましい被害を二度と出さないという強い決意のもと、

『逃げ遅れによる人的被害をなくすこと』 『地域社会機能の継続性を確保すること』・

○水害リスク情報等を地域と共有することにより、要配慮者利用施設等を含めて命を守るための確実な避難を実現すること ○治水対策の重点化、集中化を進めるとともに、既存ストックの活用等、効率的・効果的な事業を推進し、被災すると社会経済 に大きな影響を与える施設や基盤の保全を図ること

河川管理者、地方公共団体、地域社会、企業等、関係者が相互に連携・支援し、総力を挙げて一体的に対応

0

「水防災意識社会」の再構築のための取組を拡大、充実

「水防災産業社会」の再構築に向けた取組が進められ、今夏より都道府県管理河川に拡大して進められているところであるが、この取組を更に加速し、各種取組を関係者において一体的に推進するとともに、具体的な対策についてその内容の充実を図っていくことが重要。

火港リスク保着等の共復

- 平常時から浸水想定などの水害リスク情報を提供するとともに、緊急時においても避難勧告等の発令など迅速な対応につながるリアルタイムの水位情報等を提供していくことが重要。
- 水位観測等が十分に行われていない河川でも簡易な水位観測等の実施、浸水 実績を活用した浸水想定の提供等、水害リスク情報等をできる限り地域と共有。
- ・ 平常時から防災、福祉、医療等の各分野の関係者が、共有した水害リスク情報 を適切に理解した上で、それぞれが水害リスクへの対応を検討し実行に移すこ とが重要。

新売産を利用施設における確実な事務

- 施設管理者等の水防災に関する理解を促進するための取組を河川管理者と 関係者が一体となって権強。
- 各 製配 産者 利用施設の入所者等の実態に応じた 避難確保計画を事前に作成し、これに基づき地域社会と連携して訓練を実施するなど、確実な避難の実現を目指し、日頃からの備えを撤廃。

※水が砂水を 5 m × 物味ので 東京

- 輪中堤や宅地嵩上げなどの局所的な対応や、流域内の様々な洪水課節機能を要 大爆活用するなど取存ストックの有効活用を推進
- 迅速かつ確実な避難に資するハード対策についてもあわせて取り組むことが重要 そのため、関係者が連携し避難場所や避難路の整備を促進する取組や連続盛土 や嘉台となっている自然地形等を活用し浸水被害の拡大を抑制することが重要。

主義新用の彫りで

 地域の水害リスク情報の提供を積極的に進めるとともに、各地域においてリスクの 程度を熟知し、平常時の利便性等も考慮の上、施設の立地について十分に検討。

保護機器を必要機と地方公共団体への支援

- 水害発生時の緊急対応、災害復旧、水防活動について、地方公共団体への支援 体制の構築などが急務。
- 安全・安心の社会の構築に向けては関と地方公共団体がそれぞれにおいて役割を果たすだけではなく、総力を結集してその対応にあたることが重要。

東西年における前下4日

 中小河川の中でも都市域においては、平成21年に「気候変動に適応した治水対策検討小委員会」においてその対策について審議し、取組を進めているところである。 このことから、本答申では、中小河川等のうち、特に、人口、資産が分散、あるいは点在している地域を流れる河川を対象としている。

出典:中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方について(答申)

協議会の進め方(国交省通達より)

(1)協議会の設置

- ・洪水予報河川及び水位周知河川を中心としつつ、その他の河川についても 水防災意識社会の再構築に向けた協議会を設置。
- ・総合流域防災協議会の圏域等を一つの単位として合同で開催したり、国管理 河川において既に設置されている協議会の枠組みを活用するなど、地域の実 情に応じて検討のうえ適切に設置。

(2)協議会の構成員

- ・都道府県、市町村、水防管理団体及び当該河川の河川管理者を基本とし、気象台など必要に応じて関係機関を追加。一級河川の指定区間が含まれる場合は関係する河川事務所等を追加。
- 市町村を越えて広域避難が必要な状況等が想定される場合は、住民の避難 先として圏域外の市町村や避難先の関係機関等を追加。
- ・全国の取組状況の情報提供等の技術的な助言や、機動的な災害時の 広域的協力等のため必要に応じて国が参画。

(3)協議会での取組内容

- ①現状の水害リスク情報や取組状況の共有
- ②地域の取組方針の作成(概ね5年以内で実施する取組内容)
- ③フォローアップ

取組のスケジュール

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度以降
協議会	協議会設立	【鴨川、石田川】 避難勧告基準水 位を設定	・協議会で取り 組む地区の確認 ・避難判断のための基準について審議	各WGで取り 組んだ内容に ついて審議、 確認	・トップセミナーの 開催 ・取組方針の策定 とフォローアップ
防災情報 WG	【鴨川、石田川】 台風18号を考 慮した避難勧告 基準の検討	【百瀬川、知内川】 水位による避難 勧告基準の検討 【鴨川】 雨量による避難 勧告基準の検討	避難勧告マ ニュアル改訂を 踏まえた水位 設定の見直し	避難勧告基準 の検討	・水防災チェックリストの検討
		地域防災計画へ の反映(市)	地域防災計画 への反映(市)	地域防災計画 への反映(市)	地域防災計画へ の反映(市)
水害・土 砂災害に 強い地域 づくりWG		協議会で取り組む地区の選定	【野尻地区】 人的被害を防 ぐ避難行動、浸 水警戒区域を 踏まえた安全な 住まい方を検 討	【野尻レ区・村 井地の選手を助い 受水を手動、 浸水をでは をなままれた を検討	◆朽木野尻地区 の浸水警戒区域 指定予定 ◆朽木村井地区で の検討を継続

参考資料:水防法の改正について

水防法の一部を改正する法律案

2/10閣議決定、記者発表資料

孤立者を救助するへり

平成27年9月 関東・東北豪雨

市町村

ICT技術を活用した

背景•必要性

- 平成27年9月関東・東北豪雨や、平成28年8月台風10号等では、 逃げ遅れによる多数の死者や甚大な経済損失が発生。
- 全国各地で豪雨が頻発・激甚化していることに対応するため、 「施設整備により洪水の発生を防止するもの」から

「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」へと

意識を根本的に転換し、ハード・ソフト対策を一体として、 社会全体でこれに備える水防災意識社会の再構築への取組が必要。

⇒「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を実現し、 同様の被害を二度と繰り返さない抜本的な対策が急務。

法案の概要

※ 水害からの的確な過難や被害拡大 防止のため関係者の役割・連絡体 1. 「逃げ遅れゼロ」実現のための多様な関係者の連携体制の構築 制を時系列で整理した行動計画。

▼協議会のイメージ

[利用者の安全確保] 要配慮者利用施設

水防管理者

様々なICTツール

消防·警察

大規模氾濫減災協議会の創設

- 国土交通大臣又は都道府県知事が指定する 「水害対応タイムライン」(※)等を協議会で作成・点検。 河川において、流域自治体、河川管理者等から なる協議会を組織。
- 水害対応タイムラインに基づく取組等の協議結果を 構成員は各々の防災計画等へ位置づけ、確実に実施

市町村長による水害リスク情報の周知制度の創設

- 洪水予報河川や水位周知河川に指定されていな い中小河川についても、過去の浸水実績等を市町 村長が把握したときは、これを水害リスク情報(※)と して住民へ周知する制度を創設。
- ※ 河川が氾濫した場合に浸水が予想されるエリア・水深等の危険情報

災害弱者の避難について地域全体での支援

○ 洪水や土砂災害のリスクが高い区域に存する要配慮者利用施設 について、避難確保計画作成及び避難訓練の実施を義務化(現行 は努力義務)し、地域社会と連携しつつ確実な避難を実現。



利用施設では利用者9名の全員が死亡。

住民

水位予測〕

河川管理者

円滑かつ迅速な避難を確保し

[気象予報]

気象台

2. 「社会経済被害の最小化」のための既存資源の最大活用

国等の技術力を活用した中小河川の治水安全度の向上

○ 既存ストックを活用したダム再開発事業や、災害復旧事業等のうち、都道府県等の管理河川で施行 が困難な高度な技術力等を要するものについて、国・水資源機構による工事の代行制度を創設。

民間を活用した水防活動の円滑化

○ 水防活動を行う民間事業者へ緊急通行等の権限を付与。

浸水拡大を抑制する施設等の保全

○ 水防管理者が指定する輪中堤等の掘削、切土等の行為を制限。

【目標·効果】

洪水時の逃げ遅れによる人的被害ゼロを実現

(KPI) 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・避難訓練の実施率

716/31.208施設(約2%)(2016年3月) ⇒関係機関と連携し、

2021年までに100%を実現

大規模氾濫減災協議会の設置率【134/367協議会*(約37%)(2016年12月)

※ 現行協議会は法施行後に ⇒都道府県に働きかけ、2021年までに100%を実現 ※ 法定協議会の母数は見込

水害対応チェックリスト (滋賀県版・基準水位変更後)

気象・水象	滋賀県からの情報			市町の対応	
太(株・小(株	水防警報河川 水位周知河川		洪水予報河川		
○○水位観測所の水位が水防団待機水位に到達した場合	水防警報(準備)発表 ※SISPADを通じて伝達			防災体制を構築する(第一次防災体制)*	
【〇〇水位観測所(水位〇〇m)】				・上流域を含む防災気象情報等を監視し、水位を把握する連絡要員を配置する	
気象庁から大雨注意報等が発表され た場合				・連絡要員は、1時間おきに河川水位、雨量、降水短時間予報を確認する	
				・避難所の開設を検討する	
				水防警報発表文に記載されている対象河川、区間を担当する水防団に対し「待機、準備」を指示する	
				市町村管理又は操作を委託されている樋門・樋管等の操作担当者に、操作に関する注意喚起を行う	
○○水位観測所の水位が氾濫注意水位に到達した場合	水防警報(出動)発表 ※SISPADを通じて伝達		氾濫注意情報発表 ※SISPADを通じて伝達	防災体制を強化する(第二次防災体制) [※]	
【〇〇水位観測所(水位〇〇m)】				・管理職等を配置し、避難準備情報の発令を判断できる体制をとる	
				・職員の派遣等の避難所開設の準備を指示する	
				要配慮者施設、大規模事業者に洪水予報(氾濫注意情報)を伝達する	
				水防警報発表文に記載されている対象河川、区間を担当する水防団に対し「出動」を指示する	
				水防団による巡視結果や水防活動の実施状況を把握し、水防上危険であると認められる箇所があるときは○○	
				土木事務所に連絡して必要な措置を求める 重要水防箇所や危険箇所の位置、氾濫シミュレーション等を確認し、避難準備情報の発表対象地域を検討する	
				避難が必要な状況が夜間・早朝になることが想定される場合は、早めに避難準備情報の発表の判断を行う	
				○○土木事務所に対する連絡調整員の派遣要請について検討する	
				必要に応じ、〇〇土木事務所長へ助富を要請する	
○○水位観測所の水位が			70 NO NO -1 14 15 Do 10	○○土木事務所に対する連絡調整員の派遣を要請する	
避難判断水位に到達した場合 【〇〇水位観測所(水位〇〇m)】			氾濫警戒情報発表 ※SISPADを通じて伝達	防災体制をさらに強化する(第三次防災体制)*	
100000000000000000000000000000000000000				・ 首長もしくは代理者が登庁し、避難勧告等を発令できる体制をとる	
				・水位等の監視体制を強化し10分毎の河川水位、雨量、降水短時間予報を確認する	
				要配慮者施設、大規模事業者に洪水予報(氾濫警戒情報)を伝達する	
				避難準備情報を発令する	
				重要水防箇所や危険箇所の位置、氾濫シミュレーション等を確認し、避難勧告等の発令対象地域を検討する	
				避難が必要な状況が夜間・早朝になることが想定される場合は、早めに難勧告等の発令の判断を行う	
				水防団による巡視結果や水防活動の実施状況を把握し、水防上危険であると認められる箇所があるときは〇〇 土木事務所に連絡して必要な措置を求める	
				過去の洪水との比較等、洪水の切迫性について確認する	
				必要に応じ、〇〇土木事務所長へ助富を要請する	
				〇〇土木事務所に対する連絡調整員の派遣を要請する	
○○水位観測所の水位が氾濫危険水		特別警戒水位到達情報を発表 ※SISPADを通じて伝達	氾濫危険情報発表 ※SISPADを通じて伝達	防災体制をさらに強化する(第四次防災体制)*	
位に到達した場合や到達するおそれ がある場合				・予め定めた防災対応の全職員が体制に入る	
【〇〇水位観測所(水位〇〇m)】				要配慮者施設、大規模事業者に洪水予報(氾濫危険情報)を伝達する	
				避難勧告又は避難指示を発令する	
				必要に応じ、〇〇土木事務所長へ助言を要請する	
				連絡調整員を通じ、〇〇土木事務所に支援を要請する	
				水防団の活動状況を確認し、必要に応じ滋賀県へ自衛隊の派遣を要請する。また、水防団に対し必要に応じ安	
堤防天端に水位が到達する			氾濫危険情報発表	全な場所に退避を指示する 要配慮者施設、大規模事業者に洪水予報(氾濫危険情報)を伝達する	
おそれがある場合 【〇〇水位観測所(概ね水位〇〇m)】			※SISPADを通じて伝達	水防団の活動状況を確認し、必要に応じ滋賀県へ自衛隊の派遣を要請する。また、水防団に対し必要に応じ安	
				全な場所に退避を指示する	
堤防の決壊等による氾濫が			①彩卷生情報卷書	氾濫シミュレーションの結果等を確認し、避難指示を発令する	H
発生した場合			氾濫発生情報発表 ※SISPADを通じて伝達	要配慮者施設、大規模事業者に洪水予報(氾濫発生情報)を伝達する	
				住民に対し、提訪の決議等の状況を周知する	\vdash
				水防団からの報告等により堤防の決壊をいち早く覚知した場合には、琵琶湖河川事務所、滋賀県、所轄警察署 等の関係機関に通知する。また、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努める。	L
		1	1	氾濫シミュレーション結果等を確認し、必要に応じ滋賀県へ自衛隊の派遣を要請する	